

セルフメディケーション税制について

国民のセルフメディケーション(自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること)の推進を目的として創設された税制です。一定要件に当てはまる場合、申告により控除を受けることができます。

健康の保持増進および疾病の予防への取り組みとして一定の取り組み(※1)を行う方で、自己または自己と生計を一にする親族のために支払った特定一般用医薬品(※2)等購入費がある場合、その年中に支払った購入費の合計額が1万2千円を超えるときは、その超える部分の金額について所得から控除することができます。なお、控除の対象となるのは特定一般用医薬品等購入費であり、一定の取り組みにかかった費用については対象となりません。

※1 租税特別措置法施行令第26条の27の2第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進および疾病の予防への取組に規定する検診や予防接種等。

具体的には、次のものが該当します。

- ・保険者(健康保険組合、市町村国保等)が実施する健康診査(人間ドック、各種健診等)
- ・市町村が健康推進事業として行う健康診査
- ・予防接種(定期接種またはインフルエンザの予防接種等)
- ・勤務先で実施する定期健康診断 など

[厚生労働省のホームページはコチラ](#) →



※2 医師によって処方される医療用医薬品から、ドラッグストアで購入できる OTC 医薬品に転用された、いわゆるスイッチ OTC 医薬品のこと。

セルフメディケーション税制の対象品目は厚生労働省のホームページから確認することができます。

控除を受けるためには？

セルフメディケーション税制の明細書(領収書は5年間保存してください)を添付した申告書を提出する必要があります。従来の医療費控除とセルフメディケーション税制による控除を同時に受けることは出来ません。申告する方の選択によって、いずれかの控除を受けることができます。

※一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類(検診や予防接種等を受けた結果、発行された領収書または結果通知表等)については申告書への添付または提示は不要ですが、ご自宅で5年間保管してください。

セルフメディケーション税制による控除額の計算方法

